

○厚生労働省令第六十一号

男童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第三十四条の十六第一項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条e第二十一条)
- 第二章 家庭的保育事業(第二十二条e第二十六条)
- 第三章 小規模保育事業
- 第四節 居宅訪問型保育事業(第三十七条e第四十一条)
- 第五章 事業所内保育事業(第四十二条e第四十八条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第一項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、

それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第十条ただし書(保育に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十五条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて從うべき基準(第六条、第十二条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十五条(第三十条、第三十二条

条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)及び第四十八条に準用する場合を含む。)及び第四号(調理室に係る部分に限る。)、第三十五条(第三十七条、第四十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第四十五条並びに附則第一条から第五条までの規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考するべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)を監督に属する家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」といいう。)は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつては、その意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行なう者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に對し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行なう場所を除く。次項、次条第一号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気や利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条规定第一項及び第五項、第十六条规定並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対し必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。)が行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第十六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不時の注意と訓練をするように努めなければならない。
2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならぬ。(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬ。

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別の取扱いをしてはならない。(虐待等の禁止)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条规定第三項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまた延しないようには必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならぬ。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。
5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならぬ。
3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。
4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。
5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「摄入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に投入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしているが、当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

1 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
2 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
3 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

4 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
5 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 摂入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 連携施設
二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等)

三 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第一号及び第二号に掲げる摂入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行ふ場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかるわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針
二 提供する保育の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
五 保護者から受領する費用の種類 支払を求める理由及びその額

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
八 緊急時等における対応方法
九 非常災害対策
十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要な事項

第十九条 家庭的保育事業所等に備える帳簿(秘密保持等)
家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十二条 家庭的保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者は、その行った保育に關し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

(設備の基準)

第二十三条 家庭的保育事業者は、次条第一項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること
二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。
三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること
五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。
六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。
七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）
一 調理業務の全部を委託する場合
二 第十六条第一項の規定により摂入施設から食事を摂入する場合

第二十三条 家庭的保育事業を行なう場合には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合
二 第十六条第一項の規定により摂入施設から食事を摂入する場合

第二十四条 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 保育を行つてゐる乳幼児の保育に専念できる者
二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者
3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。)とともに保育する場合には、五人以下とする。

(保育の内容)

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次に並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当すること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同一条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

二階 避難用 常 用	階 区 分	施 設 又 は 設 備
1 常 用	2 1 屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段）
2 常 用	2 1 屋外階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
4 常 用	4 屋外階段	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

三階 常 用	四階以 上 常 用	避難用	避難用
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段（第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段（第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段）
2 屋外階段	2 屋外階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

三十条 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三、満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第一号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 四、満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」であるのは「小規模保育事業A型を行つ者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」といふ。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。（ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。）
 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満二歳以上満三歳に満たない児童 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第一号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四、満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

第四節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」であるのは「小規模保育事業B型を行つ者（第三十二条において「家庭的保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者（B型）」といふ。」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第五節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又ははぶく室、調理設備及び便所を設けること。
 二 乳児室又ははぶく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又ははぶく室には、保育に必要な用具を備えること。
 四、満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

五、保育室又は遊戯室の面積は、満三歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 六、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(職員)

第三十四条

小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。

ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

第五章 利用定員

(利用定員)

第三十五条

小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」であるのは「小規模保育事業C型を行つ者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」といふ。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第六章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条

居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
 四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいふ。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認めた市町村が認めるものにおいて行う保育
 五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である乳幼児に対する保育

（設備及び備品）

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(設備及び備品)

第三十九条

居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

(職員)

第四十条

居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾患等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいふ。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)
第41条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行ふ者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」あるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

利用定員の設定

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第三十二条第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利 用 定 員 数	そ の 他 の 乳 児 又 は 幼 児 の 数
一人以上五人以下	
六人以上七人以下	
八人以上十人以下	
十一人以上十五人以下	
十六人以上二十人以下	
二十一人以上二十五人以下	
二十六人以上三十人以下	
三十一人以上四十人以下	
四十一人以上五十人以下	
五十一人以上六十人以下	
六十一人以上七十人以下	
七十一人以上	

（設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所」といふ。）の設備の基準は、次のとおりとする。
 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。
 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
 三 ほく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 四 乳児室又はほく室には、保育に必要な用具を備えること。
 五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第三十二条第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合には、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）
 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

口 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階区分	1 屋内階段	2 屋外階段
二階	常 用	常 用
	避難用	避難用
	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 待避上有効なバルコニー	2 待避上有効なバルコニー
	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準れに準する設備	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準れに準する設備
三階	常 用	常 用
	避難用	避難用
	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 屋外階段	2 屋外階段
	3 屋外階段	3 屋外階段
四階以上	常 用	常 用
	避難用	避難用
	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第百二十三条规定第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	3 屋外階段	3 屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
 二 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 ハ、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 1 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。